

一般財団法人生駒メディカルセンター指定北訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 一般財団法人生駒メディカルセンターが開設する一般財団法人生駒メディカルセンター北訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師等が、要介護状態、要支援状態、又は家庭において継続し医療を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた者（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションは、事業の提供に当たり、次の事項に努めるものとする。

(1) ステーションは、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。

(2) ステーションは事業の実施に当たって、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(ステーションの名称等)

第3条 事業を行うステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 一般財団法人生駒メディカルセンター北訪問看護ステーション  
(2) 所在地 生駒市あすか野北2丁目12番13号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 看護師 1人

管理者は、ステーションの職員の管理及び訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 看護師、保健師及び准看護師（以下「看護師等」という。）については、常時2.5人以上とする。

看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供に当たる。

(3) 理学療法士、又は作業療法士については、必要人数を配置する。

理学療法士、又は作業療法士は、在宅におけるリハビリテーションの提供に当たる。

(4) 事務職員は、必要人数を配置する。

事務職員は、必要な業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日（日曜日と重なったときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日）及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(3) 電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 訪問看護の内容は、次のとおりとする。

(1) 病状・障害の観察

(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持

- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 介護保険適用の訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者の負担割合に応じた額とする。

2 医療保険適用の訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとするし、交通費は、市内300円・市外500円とする。

3 死後の処置は、10,000円（消費税及び地方税を含む。）とする。

(利用契約)

第8条 ステーションが訪問看護を行うにあたっては、利用者と訪問看護及び介護予防訪問看護契約書を締結しなければならない。

2 ステーションは、利用者又はその家族に対して事前に重要事項説明書で利用内容等について説明した上で、同意契約する旨の文書に利用者又はその家族の記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、生駒市及び奈良市、四条畷市、精華町とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事

態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。また、主治医に連絡が困難な場合は、不在時の対応法に基づいて必要な処置を講ずるものとする。

- 2 看護師等は前項について、しかるべき処置をした場合は速やかに管理者、及び主治医に報告することとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 ステーションは、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(運営委員会)

第12条 ステーションは、訪問看護サービスを受ける対象者の認定及び看護サービスが適切に行われているか等の判定とともに、その他、運営上の種々の問題に対処するため、次に掲げる構成員による運営委員会を設置することができる。

- (1) 委員会は、委員若干人をもって組織する。
- (2) 委員は、理事長が委嘱する。
- (3) 委員長は、ステーション担当理事をもって、これに充てる。
- (4) 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(その他運営についての留意事項)

第13条 ステーションは、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後2か月以内

(2) 繼続研修 年4回以上

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 ステーションは、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、理事会に諮って理事長が定め、その他の事項については、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成12年10月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年2月8日から施行し、改正後の指定北訪問看護ステーション運営規程の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(指定北訪問看護ステーション運営規程の廃止)

2 指定北訪問看護ステーション運営規程(平成12年10月12日施行)は、廃止する。

附 則

この規程は、この法人の設立登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 1 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。